

議案第 8 号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 4 年 2 月 2 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

第三次行財政改革において本市の審議会等について見直ししたことに伴い、水防協議会及び青木地区地区計画建築審議会を廃止し、同種の審議会に統合するとともに、予防接種健康被害調査委員会委員の報酬を同種の審議会委員報酬に合わせるため、条例の一部を改正するものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 水防協議会委員の項及び青木地区地区計画建築審議会委員の項を削り、同表予防接種健康被害調査委員会委員の項報酬の額の欄中「25,000」を「24,000」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。